要望等を踏まえ、創意工夫を十分に生かした特色ある教育活動を展開していきます。

(3) 学校施設の整備・充実

総合的な学習の時間での活動や少人数指導など、教育内容や教育方法の多様化に柔軟に対応するため、学校施設にゆとりのあるスペースを確保します。また、屋上・校庭の緑化や環境マネジメントシステムの国際規格（ISO14001）に基づく環境への負担軽減などの取り組みを進め、児童生徒が自然に親しんだり、環境について考えたりすることのできるエコスクールを推進します。さらに、施設のバリアフリー化や耐震補強工事などを行います。今後、児童生徒に、より安全で快適な教育環境を提供し、時代に応じた様々な課題に対応できるよう、学校施設の改修・改築を計画的に進めていきます。

(4) 地域に開かれた学校づくり

従来、各学校は、生涯学習の場や大規模災害時の避難拠点などとして、地域社会と密接な関係を築いてきました。近年では、地域や保護者の協力により、総合的な学習の時間における「体験学習」、学校応援団による「児童放課後等居場所づくり事業」、来校者への声かけを行う「学校安全安心ボランティア事業」などを実施しています。子どもたちは、地域の様々な行事への参加を通して、社会性をはぐくんでいます。また、地域も学校を核として、地域社会を形成してきました。これからも、学校・家庭・地域の連携を図り、今後、適正な配置を行う区立小・中学校が地域コミュニティの核となるよう、開かれた学校づくりを進めていきます。

３．適正規模

(1) 練馬区における適正規模

教育委員会では、平成 15 年 12 月に「区立学校の適正規模検討委員会」を設置し、適正規模について検討を重ねた結果、平成 16 年３月、区立小・中学校の適正規模を以下のとおりに定めました。

小学校　１校あたり　12～18 学級
（ただし、学級規模状況を勘案し、19～24 学級までは許容範囲）
中学校　１校あたり　11～18 学級

※　国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により、小・中学校とも「12 学級以上 18 学級以下」としています。

学校において、行事や集団活動が活発に行われ、児童生徒が様々な人とのかかわりの中で、豊かな人間性、社会性、創造性を身につけるためには、一定程度の人数や学級数が必要であると考えます。また、児童生徒の興味・関心や地域の特色に合った多様な学習活動の実施および学校運営面の充実を図るためには、一定程度の教員数が必要であり、教員は学級数に応じて配置されることから、一定程度の学級数が必要となります。一方、教室の不足などが生じないようにするためには、一定程度の学級数に抑える必要もあります。

適正規模を確保することにより、児童生徒は、良好な教育環境の中で、学び、成長することができます。